

調布市基本計画(素案)

2019(平成31)年度～2022(平成34)年度
～みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布～



平成30年12月
調布市

～意見募集(パブリック・コメント)～

- 意見募集案件名 調布市基本計画(素案)
- 意見の提出期間 平成30年12月21日(金)～平成31年1月21日(月)
- 意見の提出先 調布市 行政経営部 政策企画課
〒182-8511 調布市小島町2-35-1
FAX 042-485-0741 (TEL 042-481-7368)
Eメール kihonkeikaku@w2.city.chofu.tokyo.jp
- 意見の提出方法
○直接持参(市役所閉庁日・各公共施設休館日を除く)又は郵送, FAX, Eメールで, 期限までに, 上記の提出先に提出してください(各公共施設の意見提出箱にも提出可)。
○提出に当たっては, 表題に「調布市基本計画(素案)への意見」と明記のうえ, 住所, 氏名, ご意見をご記入(様式は自由)願います。詳細は市ホームページをご覧ください。
※市報12月20日号掲載の意見提出様式(ハガキ形式)により提出可能です。
- 基本計画の素案の公開場所
市役所政策企画課(市役所5階), 公文書資料室(市役所4階), 神代出張所, 文化会館たづくり11階みんなの広場, 市民プラザあくろす, 各図書館・公民館・地域福祉センター(染地, 菊野台は除く), 教育会館1階, 市のホームページ
- 基本計画の策定予定時期
○調布市基本計画は, 平成31年度予算編成と合わせ, 平成31年3月末までに策定・公表する予定です。
○意見募集でいただいた意見と意見に対する市の考え方については, 基本計画の公表に合わせて, 公表する予定です。

※本書に掲載している基本計画事業における各事業の年度別計画(年度ごとの取組内容及び計画事業費)については, 今後, 中期的な財政フレームや平成31年度予算編成を踏まえ, 示していきます。

基本計画（素案）の全体概要



基本計画（素案）の全体概要

調布市基本計画（素案）の全体概要

調布市は、調布市総合計画（基本構想及び基本計画）に基づき、計画的なまちづくりを推進しています。現在の基本計画が2018（平成30）年度で終了することから、2019（平成31）年度から2022（平成34）年度までの4年間の計画期間とする次期基本計画の策定に取り組んでいます。

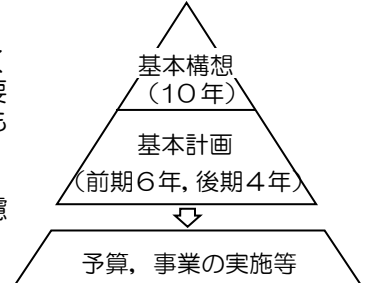
総論（基本計画の位置付け、策定の視点、計画期間、構成、特色、施策体系、前提、取組状況、潮流と課題）

基本計画の位置付け・計画期間

■基本計画の位置付け・計画期間

「基本計画」は、調布市基本構想に掲げた将来像「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」を具現化するための主な施策の体系や各施策における主要な事業の概要を示すものです。また、行財政改革の取組（行革プラン）についても一体的に位置付けています。

計画期間は、2013（平成25）年度を初年度とし、前期の計画期間は、2018（平成30）年度までの6年間としたうえで、市長任期との連動性を考慮し、策定から2年後の2014（平成26）年度に時点修正を行いました。以後、4年間の計画期間でローリングすることとし、後期の計画期間は、2019（平成31）年度から2022（平成34）年度までの4年間としています。



■基本計画の計画期間

年度	西暦 (平成)	2013 (25)	2014 (26)	2015 (27)	2016 (28)	2017 (29)	2018 (30)	2019 (31)	2020 (32)	2021 (33)	2022 (34)	
基本構想		調布市基本構想（2012（平成24）年6月19日議決・策定）										
基本計画		前期基本計画						後期基本計画				
		修正基本計画										
市長任期												

基本計画(素案)の内容

■策定の視点

◆市民の安全・安心の確保と市民生活支援を基調とした取組の継続

市政の第一の責務として、子ども・福祉分野における制度改正等の継続的な課題への対応をはじめ、激甚災害を想定した地域防災力の向上など、市民生活へ大きな影響を及ぼす課題に対して適切な対応を図ります。

◆これまでのまちづくりの成果を基盤とした更に魅力あふれる豊かなまちの実現

利便性・賑わい・潤いを備えた駅前広場や鉄道敷地、道路整備などまちの骨格づくりと相まって、商業的な一大転換期となった大型商業施設の開業など、これまでのまちづくりの成果を基盤として、更に魅力あふれる豊かなまちの実現を目指し、都市としての付加価値を高め、まち全体の活力と市民生活の質の向上につなげていくための取組をソフト・ハード一体となって推進します。

◆2019年・2020年を契機としたまちづくりへの多面的効果

世界最大級のスポーツイベントが2年連続で開催される好機を最大限生かし、大会後のまちづくりへの多面的効果をもたらす有形・無形のレガシーを創出する取組を展開します。とりわけ、パラリンピック開催を契機としたパラリンピックレガシーの創出に取り組みます。

◆行財政改革と一体的に推進する計画

「参加と協働のまちづくり」と「持続可能な市政経営」を引き続き、市政経営の基本的な考え方に据え、限られた経営資源を最大限に活用し、質の高い市民サービスを将来にわたり持続的に提供していくため、最少の経費で最大の効果をあげるための取組を行革プランとして一体的に位置付けて推進します。

■計画の特色

○計画期間における各施策のポイントを明確化し、目標達成に向けた具体的な取組を推進していく基本計画

これから概ね10年後までのまちづくりを展望する中で、計画期間4年間における分野別計画の各施策のポイントを明確化するとともに、その実現に向けた具体的な取組として、主要な事業を基本計画事業として一体的に示し、課題解決に向けた施策展開を図ります。また、各施策・事業の推進によってどれだけ成果が上がったかを把握するための「まちづくり指標」とその目標値を設定し、施策の到達目標や成果を分かりやすくする計画とします。

○計画期間における重点的に取り組むべき主要事業・重点プロジェクトを明確化する基本計画

計画期間4年間において、特に重点的に取り組むべき主要事業について、優先性を踏まえた選択と集中の観点から、重点プロジェクトとして位置付け、「目指すまちの姿」と「目標・到達点」を示すとともに、目標達成に向け、「横断的連携による施策の推進」と「調布のまちの魅力発信」の2つのアクションの実践により、関連する施策を有機的に連動させた展開を図る計画とします。

○多様な主体との連携を推進していく基本計画

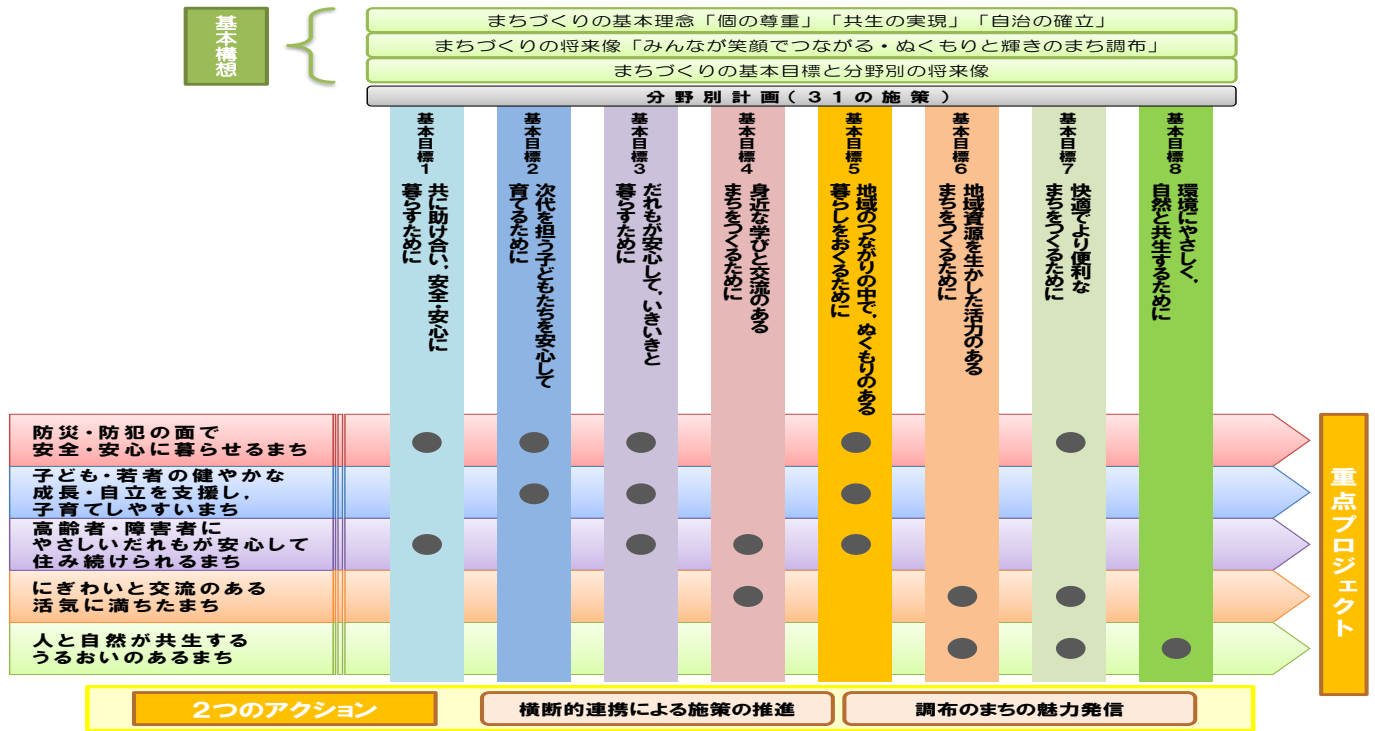
分野別計画の各施策において、施策を推進するうえで期待される市民や事業者等の役割など、参加と協働の視点を盛り込むとともに、各施策・事業を進めていくうえで、多様な主体との連携・協働を一層推進し、市民と共に考え、力を合わせてまちづくりを推進していく計画とします。

○PDCAマネジメントサイクルによる進行管理をしていく基本計画

計画（Plan）・実施（Do）・評価（Check）・改善（Action）のPDCAマネジメントサイクルによる行政評価を通して、各施策の取組状況や課題を整理し、評価結果を計画の進行管理や予算編成につなげていく計画とします。

5つの重点プロジェクトと2つのアクション

分野別計画の8つの基本目標を横断的に関連付け、計画期間内に特に重点的に取り組むべき主要事業を抽出し、重点プロジェクトとして位置付けます。また、重点プロジェクトを基軸とする施策全体をより効果的に推進していくため、2つのアクションを位置付け、関連する施策を有機的に連動させた展開を図ります。



分野別計画

基本構想に掲げた8つの基本目標とまちづくりの基本理念に沿って、分野別の将来像の具現化に向けた、31の施策の方向や各施策の基本的取組、主要な事業などを位置付けています。

【8つの基本目標】

- (現行107事業) **95事業** (年度別計画)
- ①共に助け合い、安全・安心に暮らすために(施策01～03) **防災** **防犯** **消費生活**
- ②次代を担う子どもたちを安心して育てるために(施策04～06) **子ども・子育て支援** **学校教育** **青少年の健全育成**
- ③だれもが安心して、いきいきと暮らすために(施策07～12) **地域福祉** **高齢者福祉** **障害者福祉** **セーフティネット**
雇用・就労 **健康づくり**
- ④身近な学びと交流のあるまちをつくるために(施策13, 14) **生涯学習** **スポーツ**
- ⑤地域のつながりの中で、ぬくもりのある暮らしをおくるために(施策15) **地域コミュニティ**
- ⑥地域資源を生かした活力あるまちをつくるために(施策16～20) **産業** **観光** **都市農業** **芸術文化** **歴史文化**
- ⑦快適でより便利なまちをつくるために(施策21～25) **市街地の形成** **都市空間の形成** **住環境** **道路** **交通**
- ⑧環境にやさしく、自然と共生するために(施策26～29) **地球環境** **水と緑** **ごみ減量・処理** **生活環境**

【まちづくりの基本理念】

- ⑨まちづくりの基本理念を実現するために(施策30, 31) **平和・国際交流** **人権・男女共同参画**

計画を推進するために(行革プラン2019)

基本構想に掲げた、まちづくりの実践に当たっての3つの基本的な姿勢を柱に、具体的な行財政改革の取組を示しています。

【3つの柱】

- ①市民が主役のまちづくり
 ②市民のための市役所づくり
 ③計画的な行政の推進

【4つの方針】

- 方針1 **参加と協働のまちづくりの実践**
 方針2 **効率的な組織体制の整備** 方針3 **人材の確保・育成**
 方針4 **計画行政の推進**

【個別プラン】

41プラン
 (年度別計画)
 (現行40プラン)

地域別計画

東部・北部・南部・西部の各地域の特性を踏まえた、今後のまちづくりの基本方向を示しています。

※本素案では、「地域別計画」は掲載していません。今後、中期的な財政フレームや平成31年度予算編成を踏まえ、分野別計画の取組内容と併せて検討し、示していきます。

目次

第1編 総論

第1章 基本計画の概要

第1節	基本計画の位置付け	2
第2節	基本計画策定の視点	3
第3節	基本計画の計画期間	3
第4節	基本計画の構成	4
第5節	基本計画の特色	5
第6節	施策の体系	6

第2章 策定に当たっての前提

第1節	人口	8
第2節	財政フレーム	12
第3節	土地利用	14

第3章 これまでの取組状況

第4章 まちづくりの潮流と課題

第2編 5つの重点プロジェクトと2つのアクション

第1節	5つの重点プロジェクトと2つのアクションの考え方	24
第2節	5つの重点プロジェクトの取組	25
第3節	2つのアクションの取組	31

第3編 分野別計画

分野別計画における各施策の見方		44
第1節 共に助け合い、安全・安心に暮らすために		
施策01	災害に強いまちづくり	48
施策02	防犯対策の推進	56
施策03	消費生活の安定と向上	60
第2節 次代を担う子どもたちを安心して育てるために		
施策04	子ども・子育て家庭の支援	66
施策05	学校教育の充実	74
施策06	青少年の健全育成	84
第3節 だれもが安心して、いきいきと暮らすために		
施策07	共に支え合う地域福祉の推進	90
施策08	高齢者福祉の充実	96
施策09	障害者福祉の充実	102
施策10	セーフティネットによる生活支援	108
施策11	雇用・就労の支援	112
施策12	生涯を通じた健康づくり	116
第4節 身近な学びと交流のあるまちをつくるために		
施策13	生涯学習のまちづくり	122
施策14	市民スポーツの振興	128
第5節 地域のつながりの中で、ぬくもりのある暮らしをおくるために		
施策15	地域コミュニティの醸成	134

第6節	地域資源を生かした活力あるまちをつくるために	
施策16	活力ある産業の推進	140
施策17	魅力ある観光の振興	146
施策18	都市農業の推進	152
施策19	芸術・文化の振興	158
施策20	地域ゆかりの文化の保存と継承	162
第7節	快適でより便利なまちをつくるために	
施策21	良好な市街地の形成	168
施策22	地域特性を生かした都市空間の形成	174
施策23	良好な住環境づくり	180
施策24	安全で快適なみちづくり	184
施策25	総合的な交通環境の整備	190
第8節	環境にやさしく、自然と共生するために	
施策26	地球環境の保全	196
施策27	水と緑による快適空間づくり	200
施策28	ごみの減量と適正処理	206
施策29	快適な生活環境づくり	212
第9節	まちづくりの基本理念を実現するために	
施策30	平和・国際交流施策の推進	218
施策31	人権の尊重・男女共同参画社会の形成	222

第4編 計画を推進するために（行革プラン2019）

第1章 行革プラン2019の概要

第1節	位置付け	228
第2節	策定の背景	228
第3節	策定の視点	230
第4節	計画期間及び体系	233
第5節	推進体制	235
参 考	個別プランの体系	236

第2章 行革プラン2019の取組

第1節	市民が主役のまちづくり	
方針1	参加と協働のまちづくりの実践	238
第2節	市民のための市役所づくり	
方針2	効率的な組織体制の整備	242
方針3	人材の確保・育成	248
第3節	計画的な行政の推進	
方針4	計画行政の推進	252
参 考	財政効果を見込む主な取組	259

第3章 行革プラン2019の関連資料

260

